

有限会社 シービック
代表取締役 渡 邊 眞 吉 様

一般廃棄物処理業許可証

令和5年3月17日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定に基づき、下記により許可する。

令和5年3月31日

南知多町長 石 黒 和 彦



記

1. 業務の種類 ごみ収集運搬（家庭系・事業所・特定家庭用機器）
2. 許可区域 南知多町内
3. 有効期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
4. その他
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係法令を遵守すること。
 - (2) ごみ収集の対象物は家庭系・事業系の一般廃棄物及び特定家庭用機器に限る。
 - (3) 収集運搬車は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないように対策すること。
 - (4) 収集運搬車は、申請書に記載した車両とし、車両に変更のあった場合は変更届を提出すること。
 - (5) ごみの収集方法及び料金等については、利用者と協議の上、実施するものとし、利用者との間に生じた問題（紛争）については、当事者間において解決すること。